



平成22年5月28日

各位

会社名 株式会社ジェイテクト  
代表者名 取締役社長 横山 元彦  
(コード番号: 6473)  
問合せ先 執行役員経理部長 酒井 祥夫  
(TEL. 052-527-1909)

## 公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成22年5月28日開催の当社取締役会において、公募及び第三者割当による新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 15,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により平成22年6月7日(月)から平成22年6月9日(水)までの間のいずれかの日(以下発行価格等決定日という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券キャピタル・マーケット株式会社、野村証券株式会社、日興コーディアル証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。一般募集の主幹事会社は大和証券キャピタル・マーケット株式会社、共同主幹事会社は野村証券株式会社とする。また、ブックランナーは大和証券キャピタル・マーケット株式会社が務める。  
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成22年6月14日(月)から平成22年6月16日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株

ご注意: この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. トヨタ自動車株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 4,800,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 トヨタ自動車株式会社
- (5) 申込期間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)その他本件第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本件第三者割当による新株式発行も中止される。

## 3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.をご参照のこと。)

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,500,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
- (3) 売出価格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売出方法 大和証券キャピタル・マーケット株式会社が、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案した上で、当社株主より借受ける予定の当社株式について売出しを行う。
- (5) 申込期間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

ご注意: この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1. ご参照のこと。)
- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,500,000 株
  - (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
  - (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (4) 割当先 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
  - (5) 申込期日 平成 22 年 7 月 13 日(火)
  - (6) 払込期日 平成 22 年 7 月 14 日(水)
  - (7) 申込株数単位 100 株
  - (8) 上記(5)記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
  - (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本件第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社取締役社長に一任する。
  - (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本件第三者割当による新株式発行も中止される。

以上

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出等について

前記「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」記載の一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、1,500,000 株を上限として一般募集の主幹事会社である大和証券キャピタル・マーケット株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、当社は平成 22 年 5 月 28 日(金)開催の取締役会において、一般募集とは別に大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする当社普通株式 1,500,000 株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成 22 年 7 月 14 日(水)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価格と同一とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成 22 年 7 月 9 日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数(以下、「取得予定株式数」という。)について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意: この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は本件第三者割当増資に係る割当に応じる場合には、大和証券キャピタル・マーケット株式会社はオーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケット株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は本件第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	321,406,607 株 (平成22年5月28日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	15,000,000 株
(3) 公募増資後の発行済株式総数	336,406,607 株
(4) トヨタ自動車株式会社を割当先とする第三者割当増資による増加株式数	4,800,000 株
(5) トヨタ自動車株式会社を割当先とする第三者割当増資後の発行済株式総数	341,206,607 株
(6) 大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする第三者割当増資による増加株式数	1,500,000 株
(7) 大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする第三者割当増資後の発行済株式総数	342,706,607 株

(注) (6) 及び(7)に関しては、前記1. に記載のとおり変更する可能性があります。

## 3. 公募増資及び第三者割当増資により発行される株式の募集の目的

当社は、自動車業界における低燃費、低排ガス車の需要増大を受け、高品質のニードル軸受の重要度が増していることを背景に、平成21年12月31日(米国時間)、米国ベアリング製造大手のザ・ティムケン・カンパニー(The Timken Company 本社:米国オハイオ州、以下ティムケン)よりニードル軸受事業を買収いたしました。この買収により、当社のニードル軸受関連製造技術を一段と拡幅させ、北米・欧州・アジアでグローバルな生産及び販売体制を確立することで、世界中の顧客ニーズに迅速に対応することができるようになると考えております。

今回の新株式発行による調達資金を、上記の事業買収を行った際に調達した短期借入金の返済に充当することは、株主資本の充実による強固な財務基盤の確立と同時に、更なる成長に向けた経営基盤の強化に資するものであると考えております。

また、本公募増資と並行して行われる第三者割当増資は、持分法適用関係にある当社の株主であるトヨタ自動車株式会社の持株比率を維持するために行うものであります。

## 4. 調達資金の使途

### (1) 今回調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 19,360,000,000 円について、全額を平成22年6月末を返済期限とする短期借入金の返済資金の一部として充当する予定であります。当該借入金は、全額ティムケンのニードル軸受事業買収のための借入であります。なお、買収対象事業の内容は以下のとおりであります。

買収対象事業:	ティムケンのニードル軸受事業。買収対象は、ニードル軸受事業に限定利用されている事業資産、知的財産権、顧客契約の殆ど全て。
従業員数:	3,242 人(2009年12月末現在)
生産拠点:	12ヶ所(米国、ドイツ、フランス、チェコ、中国、カナダ、スペイン)
開発拠点:	3ヶ所(米国、ドイツ、チェコ)
買収対象事業の売上高:	38,131 百万円(2009年12月期)
買収対象事業部門の総資産:	39,748 百万円(2009年12月期)

### (2) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

今回の公募増資及び第三者割当増資による調達資金を上記(1)に記載のとおり、短期借入金の返済資金に充当することは、上記「3. 公募増資及び第三者割当増資により発行される株式の募集の目的」から鑑みて合理性があると考えます。

ご注意: この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(4) 業績に与える影響

今期の業績に与える影響は軽微ですが、ニードル軸受事業を強化するための事業買収に係る短期借入金の返済に充当することで、財務体質の改善を図ると同時に、当社の事業拡大による将来的な収益性の向上に資するものであると考えております。

5. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決 算 期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
売 上 高 ( 百 万 円 )	1,157,594	1,017,071	769,682
営 業 利 益 ( 百 万 円 )	77,650	22,370	425
経 常 利 益 ( 百 万 円 )	72,896	11,109	△252
当 期 純 損 益 ( 百 万 円 )	43,446	△11,954	△19,413
1 株 当 たり 当 期 純 損 益 ( 円 )	135.58	△37.22	△60.45
1 株 当 たり 配 当 金 ( 円 )	24.00	17.00	11.00
1 株 当 たり 純 資 産 ( 円 )	1,168.42	951.66	924.27

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	2,075 円	1,624 円	694 円	1,134 円
高 値	2,300 円	1,910 円	1,295 円	1,199 円
安 値	1,508 円	479 円	666 円	913 円
終 値	1,626 円	684 円	1,104 円	952 円
株価収益率(連結)	11.99 倍	—	—	—

(注) 1 平成23年3月期の株価については平成22年5月27日現在で表示しております。

2 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期連結純損益で除した数値であります。

ご注意: この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. 大株主及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合

募集前(平成21年9月30日現在)		募集後	
トヨタ自動車株式会社	22.54%	トヨタ自動車株式会社	22.54%
株式会社デンソー	5.48%	株式会社デンソー	5.14%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.87%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.57%
日本生命保険相互会社	3.85%	日本生命保険相互会社	3.61%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.71%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.48%
株式会社豊田自動織機	2.33%	株式会社豊田自動織機	2.19%
株式会社りそな銀行	2.10%	株式会社りそな銀行	1.97%
住友信託銀行株式会社	2.09%	住友信託銀行株式会社	1.96%
NORTHERN TRUST CO. AVFC RE FIDELITY FUNDS(常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	2.06%	NORTHERN TRUST CO. AVFC RE FIDELITY FUNDS(常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	1.93%
株式会社三井住友銀行	1.98%	株式会社三井住友銀行	1.86%

(注) 募集後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、平成21年9月30日現在の所有株式数に、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」前記「2.トヨタ自動車株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行」における増加分及び前記「4.大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し大和証券キャピタル・マーケット株式会社から申込があり、発行がなされた場合の増加分を加味したものであります。

7. 第三者割当増資の発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

発行価格等決定日に決定され、払込金額は前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一とすることから、割当先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の公募増資及び第三者割当増資により発行される新株式は合計で最大21,300,000株(議決権数213,000個)であり、現在の当社の発行済株式数321,406,607株(平成21年9月30日現在の総議決権数3,207,081個)に対して、6.6%の希薄化効果を生じます。しかしながら、今回の調達資金は、今後安定的な成長が見込まれるニードル軸受事業の強化のための事業買収資金に係る短期借入金の返済に充当される予定であり、当社の事業拡大に資するものと考えことから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

ご注意: この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

8. 第三者割当増資の割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

(1)名 称	トヨタ自動車株式会社		
(2)本 店 所 在 地	愛知県豊田市トヨタ町1番地		
(3)代表者の役職・氏名	取締役社長 豊田 章男		
(4)事 業 内 容	自動車事業、金融事業及びその他事業		
(5)資 本 金	397,050 百万円		
(6)設 立 年 月 日	昭和 12 年 8 月		
(7)発行済株式総数	3,447,997,492 株		
(8)決 算 期	3 月 31 日		
(9)従 業 員 数	320,590 名(連結)		
(10)主 要 取 引 先	-		
(11)主 要 取 引 銀 行	-		
(12)大株主及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (平成 21 年 9 月 30 日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社		10.15%
	株式会社豊田自動織機		5.84%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社		5.54%
	日本生命保険相互会社		3.77%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)		2.56%
	資産管理サービス信託銀行株式会社		2.52%
	東京海上日動火災保険株式会社		2.40%
	ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリ バンク フォー デポジ タリ レシード ホルダーズ (常任代理人 株式会社三井住友銀行)		2.39%
	三井住友海上火災保険株式会社		1.89%
	株式会社デンソー		1.70%
(13)当 社 と の 関 係	資本関係	割当先が保有している当社の株式の数:72,435,087 株 当社が保有している割当先の株式の数:5,361,137 株	
	取引関係	製品の販売、原材料・部品の仕入	
	人的関係	当社取締役のうち 5 名及び監査役 1 名は割当予定先からの転籍者であり、また当社取締役のうち 1 名及び監査役 1 名は、割当予定先の取締役を兼務しております。	
	関連当事者への該当状況	割当先は当社のその他の関係会社であることから、関連当事者に該当します。	
(14)最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
連 結 純 資 産 ( 百 万 円 )	11,869,527	10,061,207	10,359,723
連 結 総 資 産 ( 百 万 円 )	32,458,320	29,062,037	30,349,287
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 ( 円 )	3,768.97	3,208.41	3,303.49
連 結 売 上 高 ( 百 万 円 )	26,289,240	20,529,570	18,950,973
連 結 営 業 利 益 ・ 損 失 ( △ ) ( 百 万 円 )	2,270,375	△461,011	147,516
連 結 当 期 純 利 益 ・ 損 失 ( △ ) ( 百 万 円 )	1,717,879	△436,937	209,456
基本 1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 ・ 損 失 ( △ ) ( 円 )	540.65	△139.13	66.79
1 株 当 たり 配 当 金 ( 円 )	140.00	100.00	45.00

- (注) 1 上記については(12)に記載の大株主及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合を除き、平成 22 年 3 月 31 日現在であります。
- 2 (13)に記載の当社が保有している割当先の株式の数については、当社が議決権行使の指図権を留保して退職給付信託に拠出している株式数(2,181,111 株)が含まれております。

ご注意: この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(2) 割当先を選定した理由

割当先であるトヨタ自動車株式会社は、当社の筆頭株主であり当社発行済株式数の 22.54%を所有しておりますが、引き続き、トヨタ自動車株式会社との持分法適用関係を維持するため第三者割当増資の割当先といたしました。

(3) 割当先の保有方針

当社との持分法適用関係維持のため、長期的に保有する方針です。

(4) 第三者割当増資における確約書の提出に関する事項

当社は第三者割当先であるトヨタ自動車株式会社に対し、割当新株式を発行日から 2 年以内に譲渡する場合は、当社へ報告する旨の確約を依頼する予定です。

(5) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込に要する資金については、直近に公開されている財務諸表により確認しております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

トヨタ自動車株式会社を割当先とする第三者割当は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向等を総合的に勘案の上、配当額を決定しております。当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。また、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、今後の事業展開に活用してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

(連結)	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
1 株当たり連結当期純損益(円)	135.58	△37.22	△60.45
1 株当たり年間配当金(円)	24.00	17.00	11.00
(うち 1 株当たり中間配当金)	(11.00)	(11.00)	(5.00)
実績連結配当性向(%)	17.70	—	—
自己資本連結当期純利益率(%)	12.04	△3.51	△6.44
連結純資産配当率(%)	2.13	1.60	1.17

(注) 1 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本(期首の少数株主持分控除後の連結純資産合計と期末の少数株主持分控除後の連結純資産合計の平均)で除した数値です。

2 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首の1株当たり連結純資産と期末の1株当たり連結純資産の平均)で除した数値です。

ご注意: この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 11. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。ただし、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」と並行して、トヨタ自動車株式会社を割当先とする第三者割当増資が行われます。この第三者割当増資に当たり、当社は日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第32条に基づく一般募集の引受会社からの要請を遵守しております。

### (2) ロックアップについて

前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に関連して、当社株主であるトヨタ自動車株式会社は大和証券キャピタル・マーケット株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は大和証券キャピタル・マーケット株式会社に対し、ロックアップ期間中は大和証券キャピタル・マーケット株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、一般募集と並行して行われるトヨタ自動車株式会社を割当先とする第三者割当増資、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券キャピタル・マーケット株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。